

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営等の基準に関する条例等の改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されたため、これに準じ下記のとおり改正を行った。

1 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、介護現場の生産性向上に資する取組を推進するほか、管理者の兼務範囲の明確化、高齢者施設等と医療機関の連携強化及び運営規定等のウェブサイトへの掲載の義務付け等について、改正を行う。

(2) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、改正内容の一部については、公布の日。

2 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、介護現場の生産性向上に資する取組を推進するほか、管理者の兼務範囲の明確化、高齢者施設等と医療機関の連携強化及び運営規定等のウェブサイトへの掲載の義務付け等について、改正を行う。

(2) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、改正内容の一部については、公布の日。